

本号は8ページ建て

- 2面 座標 韓国追悼式 講習会予定 非核水夫
- 3面 「確認書」解説 「確認書」 「官房長官談話」
- 4～5面 声明 原爆症認定集団訴訟19連勝のあゆみ
- 6面 被爆者のアメリカ証言の旅 「50年史」普及
- 7面 「被爆者からのメッセージ」 わか街・群馬
- 8面 まど ツボ 文芸 季節写真 証人さがし



No.368

発行所
日本原水爆被害者団体協議会
〒105-0012
東京都港区芝大門1-3-5
ゲイブルビル902
電話 03-3438-1897
FAX 03-3431-2113
郵便振替 00100-9-22913
毎月1回6日発行
年間購読料 1,500円

(左から) 田中事務局長、坪井代表委員、麻生総理大臣、舛添厚労大臣



原爆症認定集団訴訟 一括解決へ大きく前進
「被爆実態に見合った行政」へ道筋

日本被団協「確認書」に首相と署名
8月6日 広島で

日本被団協は8月6日、政府・自民党との間で「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」を取り交わしました。2003年の提訴から6年、地裁・高裁あわせて19の判決すべてに勝利してきた集団訴訟は、この日、一括解決にむけて大きく前進しました。

官房長官が「陳謝」談話

「確認書」の取り交わしは広島平和祈念式典の直後に、近くのホテルで行なわれ、日本被団協の坪井直代表委員、田中熙巳事務局長と、麻生太郎内閣総理大臣・自由民主党総裁の3人が署名。原告団、弁護団の代表が同席し見守りました。

「確認書」は5項目から成っており、1審判決を尊重すること、原告に係る問題解決のための基金を設けること、厚生労働大臣と被団協・原告団より、訴訟の早期一括解決に向けた取り組みなどについて「陳謝」しました。

「集団訴訟の解決を、
広島・長崎で集会
全国支援ネット

全員認定 国は控訴せず

熊本第2次訴訟の判決が熊本地裁で8月3日にありました。原告13人のうち、新基準で認定された3人を除く10人全員を原爆症と認める原告勝利の判決でした。

これらで集団訴訟は地裁・高裁合わせて19連勝と、熊本地裁で8月3日にありました。原告13人のうち、新基準で認定された3人を除く10人全員を原爆症と認める原告勝利の判決でした。

国は8月6日の「確認書」の中で控訴断念を表明し、訴訟を引き延ばすことは絶対に許されないと断言。これにより判決は確定し、10人全員が認定されました。

日本被団協 全国都道府県代表者会議
日時 10月21日(水)～22日(木)
場所 ホテルジュラク(東京・お茶の水)

お盆とお正月に必ず会う伯父が、この夏、初めて戦争体験を話してくれました。志願して海軍へ、経理学校に合格し内地に生きてのびた、駆逐艦に乗った仲間が死んだ、軍隊の暴力、戦争は絶対やってはいかん、本紙「被爆者手帳取得のための証人さがし」欄への掲載希望が後を絶ちません。申請が今になったのは、自分や子どもの就職・結婚の不利をおそれ黙っていた、過去に取得しようとしたが軍隊時代の上官に「そんなもの」と一蹴され諦めていた、など、つと心の底に押し込めてきたけれど、今その記憶があふれ出し、被爆者であることを国に認めさせてから死にたい、という思いも、戦争・被爆の記憶を「私たちの記憶」とし、二度とあってはならないものとして受け継がねばと思つた夏でした。

肥田舜太郎 平成の養生訓

核の傘離れて二度と被爆者をつくらぬ政府あらまほしけれ

原爆症認定集団訴訟、飲して起る内部被曝の脅威を公に認めさせし功績は、後世に誇れる歴史的な成果と存す。されど、認定申請して結果を待つ被爆者お七千余名。被爆実態に見合った認定行政への一刻も早き転換と、原爆被害への国家補償を求める闘い待たるるなり。

韓国原爆犠牲者追悼式に参列

日本被団協事務局次長 小西 悟



韓国原爆犠牲者追悼式は8月6日、ソウルの赤十字文化会館で行なわれました。午前11時、韓国原爆被害者協会の金龍吉会



(右から) 坪井代表委員、メルビン大使、田中事務局長、(左端) 岩佐事務次長(8月6日広島)

長、岩佐幹三事務局長次長が広島市内でメルビン大使と会い、ともに灯籠流しに参加しました。

早朝「核拡散に抗議する」ための富士山登頂を実施。8時15分に1分間の黙とうを行ない、山頂記者会見のあと広島に移動して行きました。

日本被団協の坪井直代表委員、田中熙巳事務局次長、岩佐幹三事務局長次長が広島市内でメルビン大使と会い、ともに灯籠流しに参加しました。

このとき日本被団協と大使は、改めて大使館(東京)で懇談すること

要請の一環として、秋には、核兵器廃絶に向けた努力を求める要請を行なう予定です。

10月から12月に開催される、各都道府県被団協主催の「宮崎」原爆死没者慰霊祭10月26日宮崎市宮崎霊園内慰霊碑前

めぐり案内します。中国ブロック 島根 10月8、9日 北海道ブロック 札幌 10月30日 東海北陸ブロック 石川 11月4、5日 四国ブロック 愛媛 11月11、12日 九州ブロック 長崎 11月27、28日

中央相談所理事長に高橋健氏

肥田前理事長は、相談所が社団法人として認可された1978年から副理事長、81年から理事長に就任。以来長年にわたる相談事業を推進してきました。山梨県原水爆被害者の会会長。

高橋理事長は81年に相談所理事長に就任。以来長年にわたる相談事業を推進してきました。山梨県原水爆被害者の会会長。

秋の講習会 ブロック別予定

今年度の中央相談所講習会は、8月末現在、以下のブロックで予定されています。関係各県には改めてご案内します。

めぐり案内します。中国ブロック 島根 10月8、9日 北海道ブロック 札幌 10月30日 東海北陸ブロック 石川 11月4、5日 四国ブロック 愛媛 11月11、12日 九州ブロック 長崎 11月27、28日

各地の行事

10月から12月に開催される、各都道府県被団協主催の「宮崎」原爆死没者慰霊祭10月26日宮崎市宮崎霊園内慰霊碑前

めぐり案内します。中国ブロック 島根 10月8、9日 北海道ブロック 札幌 10月30日 東海北陸ブロック 石川 11月4、5日 四国ブロック 愛媛 11月11、12日 九州ブロック 長崎 11月27、28日

訂正

本紙367号(8月号)4面に誤りがありました(一部の地域を除く)。4面の3つ目の見出し2

行目「清水信雄さん(千葉...)」は、正しくは「清水信雄さん(神奈川県)」でした。お詫びして訂正いたします。

非核の海上通信

被爆64年目の8月、麻生首相は6日、日本には米の「核の傘」が必要と述べ、9日には米国で検討されている核の先制不使用という提案について「それでは日本の安全が守られるのか」と懸念を表明した。どつぷりと核に依存した政府だ。

先制不使用に反対する理由として「検証できないから」と説明する。先制不使用を唯一公式にするべきだ。川崎哲(ピースポーター)

「核の傘」脱却へ一歩を

先制不使用に反対する理由として「検証できないから」と説明する。先制不使用を唯一公式にするべきだ。川崎哲(ピースポーター)

先制不使用に反対する理由として「検証できないから」と説明する。先制不使用を唯一公式にするべきだ。川崎哲(ピースポーター)

一審勝訴の原告は認定

田中事務局長

「確認書」について説明

日本被団協と政府・自民党との間で取り交わされた「確認書」の内容について、田中照巳事務局長に詳しく説明してもらいました。

署名は、日本被団協代 表と内閣総理大臣・自由 民主党総裁が行ないまし 至るには多くの困難があ った。全国原告団と全国弁 護団連絡会議の代表の署 名も求められましたが、 9日の「原爆の日」まで には合意に至りたいたの 双方の熱意から連日の交 渉となりました。



この確認書の交換は、 きた内容は、厚生労働大 臣が謝罪し、次の5項目

原爆症認定集団訴訟の終結に 関する基本方針に係る確認書

- 1 審判決を尊重し、1 審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。
熊本地裁判決（8月3日判決）について控訴しない。
このような状況変化を踏まえ、1 審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。
- 2 係争中の原告については1 審判決を待つ。
- 3 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。
- 4 厚生労働大臣と被団協・原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、訴訟の場で争う必要のないよう、この定期協議の場を通じて解決を図る。
- 5 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。

以上、確認する。

平成21年8月6日

日本原水爆被害者団体協議会
代表委員 坪井 直巳
事務局長 田中 照巳

内閣総理大臣 麻生 太郎
自由民主党総裁

原爆症認定をめぐる集団訴訟の解決に向けて、日本被団協・原告団・弁護団と基本方針について、一致をみしました。

原爆症認定をめぐる集団訴訟では、本年8月3日の熊本地裁判決を含め、19度にわたって、国の原爆症認定行政について厳しい司法判断が示されたことについて、国としてこれを厳粛に受け止め、この

内閣官房長官 談話

問、裁判が長期化し、被爆者の高齢化、病気の深刻化などによる被爆者の方々が一人でも早く認定されるよう努力したいが、苦しみや、集団訴訟に込められた原告の皆さんの心情に思いを致し、これを陳謝いたします。この視点を踏まえ、この度、集団訴訟の早期解決を図ることとしたものであります。

政府としては、これまで拡大してきた原爆症の認定基準

を実現することでした。
①勝訴原告を直ちに認定すること ②未判決あるいは敗訴の原告について被爆者救済の立場で対応すること ③肝機能障害と甲状腺機能低下症を積極認定に入れること ④被爆者のがんは幅広く原爆症と認定すること ⑤総合判断の疾病についても「疑わしきは被爆者の利益に」の立場で認定にのぞむこと。

③に関しては5月28日の東京高裁判決後「放射線の起因性が認められた場合」という条件つきでしたが積極認定対象になりました。この③と④、⑤は協議の場が保証されることが必要でした。政府側が強く抵抗したのは①と②でした。厚生労働省、法務省、財務省がさまざまな理由を持ち出して一進一退の緊迫した交渉になりました。5日夜、官房長官談話を含めた合意に至り、6日の「確認書」への署名となったものです。

以下、「確認書」の内容容について説明します。

1. 一審判決を尊重し、一審で勝訴した原告については控訴せず当該判決を確定させる。熊本地裁判決（8月3日判決）について控訴しない。このよう状況変化を踏まえ、一審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。これは、集団訴訟に関しては一審の判決で確定させることを確認したものです。通常の訴訟では国は高裁の判決を求めますので、裁判終結のためには取られた極めて異例な措置と言えます。

この確認の結果、政府は一審で敗訴した原告全員の控訴・上告を取り下げ、原爆症と認定しました。広島地裁第2陣で国が敗訴した国家賠償についても控訴を取り下げ、確定しました。
2. 係争中の原告については一審判決を待つ。これは、現在地裁で係争中の、まだ判決が出ていない12訴訟の原告にかかわる問題です。原告側は、高裁判決内容を基として、認定できるものは早期に認定することを目指して控訴しない。このよう状況変化を踏まえ、一審で勝訴した原告に係る控訴を取り下げる。これは、集団訴訟に関しては一審の判決で確定させることを確認したものです。通常の訴訟では国は高裁の判決を求めますので、裁判終結のためには取られた極めて異例な措置と言えます。

この確認の結果、政府は一審で敗訴した原告全員の控訴・上告を取り下げ、原爆症と認定しました。広島地裁第2陣で国が敗訴した国家賠償についても控訴を取り下げ、確定しました。
3. 議員立法により基金を設け、原告に係る問題の解決のために活用する。これは、内容がまだ十分練られていませんが、原告に関わる問題解決、とりわけ敗訴原告のためには活用される基金を定めたいです。集団訴訟の原告については、認定却下となってもこの項目で救済されることはありません。8000人近い未審査滞留者の中から出てくる認定却下被爆者については、原爆症認定基準の更なる改善、あるいは認定制度の抜本的改善に必要の場を設け、今後、原告に係る基金が創設されること、厚労大臣との協議が軌道にのること。

原爆症認定に関わり、これらのことが解決したとき、集団訴訟は終結することになります。
4. 厚生労働大臣と被団協原告団・弁護団は、定期協議の場を設け、今後、原告が認定されること、原告に係る基金が創設されること、厚労大臣との協議が軌道にのること。

原爆症認定に関わり、これらのことが解決したとき、集団訴訟は終結することになります。
5. 原告団はこれをもって集団訴訟を終結させる。全ての地裁判決が言い渡されその判決に従って原告が認定されること、原告に係る基金が創設されること、厚労大臣との協議が軌道にのること。

原爆症認定に関わり、これらのことが解決したとき、集団訴訟は終結することになります。

「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」の調印を終えて

8月6日 日本被団協・全国原告団・全国弁護団

1 本日、国は、熊本地裁判決について控訴を断念したうえで、一審勝訴判決にしたがい原告の原爆症認定を行うこと、原告に係る問題の解決のために基金を設けること、さらに残された問題の解決を図るために厚生労働大臣との定期協議の場を設けること等、原爆症認定集団訴訟の一括解決を決定し、「原爆症認定集団訴訟の終結に関する基本方針に係る確認書」の調印を日本被団協と行いました。私たちは今回の麻生総理の決断を心から歓迎します。

2 1945年8月6日、広島市と長崎市に、アメリカ軍が投下した原子爆弾は、広島では14万人、長崎では7万人の市民を殺戮し、二つの町を一瞬にして壊滅させました。生き残った被爆者にも、がんをはじめ様々な病気が発症し、死の恐怖に怯えながら現在まで苦しみ続けています。しかし、国は、明らかに放射線に関連するこれらの病気について、2003年提訴当時の被爆者約27万人のうち約2200人(0.81%)しか原爆症と認定しませんでした。

戦後60年を経て、被爆者は「死ぬ前になんとしても原爆被害の残酷な実態を告発したい」との思いで、2003年4月、札幌、名古屋、長崎から原爆症認定集団訴訟を始め、鹿児島にいたるまで全国17の地方裁判所に広げました。被爆者・原告は、裁判で自分のプライバイシーをすべてさらけ出して、この60年間の病氣と、生活の苦しみと、心の悩みを裁判所に訴えたのです。裁判の中では、国が、放射線の被害について、原爆が爆発したときの直

接放射線しか見ておらず、残留放射線や放射性降下物さらに内部被爆を無視して、原爆被害を軽く、狭く、小さな被害として描こうとしていることが明らかになりました。3 私たちは、2006年5月の大阪地裁での9名の原告全員勝訴に続き、現在まで、二つずつの東京高裁、大阪高裁判決、一つの仙台高裁判決を含む19の裁判所において連続して勝訴してきました。

4 バラク・オバマアメリカ大統領は、本年4月5日にブラハでの演説において、核兵器使用を表明したことを高く評価しました。国に対し、原爆症認定集団訴訟の早期の一括解決と、審査の方針(原爆症の認定基準)の被爆者実態に見合った抜本的な改訂を求めてきました。その結果、二度にわたる認定基準の改訂を勝ち取ってきました。

5 今回の成果は私たち原告団だけのものではありません。現在生存している23万余の全国の被爆者に共通のものであり、核兵器なき世界を求めて連帯してたたかっている全国の人びと、世界の人びとが共に喜び合えるものと確信します。しかし、まだ解決しなくてはならない多くの課題が残されています。私たちはそれらを解決するため、みなさんとともに力を尽くすものです。今後ともご支援をよろしくお願いいたします。

「確認書」を勝ちとった確信を力に、残されている諸課題の解決にひきつづきがんばらなくてはなりません。核兵器を全廃する課題は、全世界の連帯と連帯してすすめるチャンスです。今回の確認書の交換によって原爆症認定集団訴訟は終結に向かいます。しかし、これによって残された8000名近い申請者を含む23万余の被爆者の原爆症認定問題が解決したわけではありません。例えば、放射性降下物、残留放射能の外部被爆や内部被爆による深刻な影響がなく、まだまだ課題は数多く残されています。私たちは、今後も、一歩一歩確実に、それらの解決に立ち向かって行く必要があるのです。

被爆者の運動は続きます



全国原告団 山本英典 団長

原爆症認定集団訴訟の全面解決と、すべての原告の救済に向けて「道筋」ができたことを、うれしく思います。原告のみさんが訴訟に立ち上がるには、かなりの勇気が必要でした。

家族の反対で提訴をあきらめた人もいます。周囲の人びとの差別的な目でくじけそうになった人もいます。その人々を励ましてくださった地域の被爆者たち、支援の人びと、弁護団、マスコミ、そして世論に支えられての勝利でした。

裁判途中で亡くなった68人の原告被爆者は、さぞ無念だったろうと思います。死をもって原爆被害の残酷さを告発してくださったのです。「確認書」ができたからといって、認定運動が終わったわけではありません。各地で1審地裁の裁判は続きます。1審

で終結するのですから、負けるわけにはいきません。「基金」なるものがどのようになるのか、交渉が続きます。申請はしたものの認定審査が遅れているため、認定も却下もされないでいる7800人余の問題もありです。

「確認書」を勝ちとった確信を力に、残されている諸課題の解決にひきつづきがんばらなくてはなりません。核兵器を全廃する課題は、全世界の連帯と連帯してすすめるチャンスです。今回の確認書の交換によって原爆症認定集団訴訟は終結に向かいます。しかし、これによって残された8000名近い申請者を含む23万余の被爆者の原爆症認定問題が解決したわけではありません。

私たちは、この裁判を通じて勝ち取った大きな成果があります。例えば、放射性降下物、残留放射能の外部被爆や内部被爆による深刻な影響がなく、まだまだ課題は数多く残されています。私たちは、今後も、一歩一歩確実に、それらの解決に立ち向かって行く必要があるのです。

「確認書」の交換にあたって



全国弁護団 宮原哲朗 事務局長

広島・長崎の歴史的重み実感

今回の確認書の調印は、19連勝の判決と、裁判を支援しかつ核兵器の廃絶を願う多くの国民に強く支えられたものでした。私は、紆余曲折を重ねる交渉のなかで、これほどまでにヒロシマ・ナガ

サキの歴史的な重みを強く実感したことはありません。あの日に亡くなった多くの被爆者の方々、戦後60年余の間に亡くなりあるいは現在でも病に苦しんでおられる被爆者の方々の思いが、被爆地である広島での確認書の調印を促したのです。確認書は、私たちの明

白な勝利であると思えます。しかし、原爆症認定集団訴訟は、提訴から確認書の取り交わしにいたるまで6年の歳月を要しました。この6年間は、原告・被爆者にとって決して短い時間ではなくむしろ長すぎたと思います。私たちはこの裁判の間に、68名、原告の4分の

1にもなろうとする方々を失ってしまいました。裁判の勝利や認定を待ち望みながら、それが叶うことなく、無念のうち命を失った多くの原告・被爆者のことを思うとき、私は、確認書の交換により解決の道筋がつけられたとはいえ、単純に喜ぶことはできません。今回の成果は、原告・被

私たちに、この裁判を通じて勝ち取った大きな成果があります。例えば、放射性降下物、残留放射能の外部被爆や内部被爆による深刻な影響がなく、まだまだ課題は数多く残されています。私たちは、今後も、一歩一歩確実に、それらの解決に立ち向かって行く必要があるのです。

私たちは、この裁判を通じて勝ち取った大きな成果があります。例えば、放射性降下物、残留放射能の外部被爆や内部被爆による深刻な影響がなく、まだまだ課題は数多く残されています。私たちは、今後も、一歩一歩確実に、それらの解決に立ち向かって行く必要があるのです。

原爆症認定集団訴訟19連勝のあゆみ

2003年4月～2009年8月

提訴

2003年 4月17日 札幌、名古屋、長崎地裁に7人が提訴し、集団訴訟始まる
この年9地裁に111人が提訴
2004年 57人提訴…累計168人
2005年 8人提訴…累計176人
2006年 60人提訴…累計236人
2007年 81人提訴…累計317人

判決

年月日	地裁	勝訴	控訴	確定	上告
2006.5.12	大阪地裁 (第1次)	9人全員			
8.4	広島地裁 (第1次)	41人全員			
2007.1.31	名古屋地裁	2人勝訴2人却下			
3.20	仙台地裁	2人全員			
3.22	東京地裁 (第1次)	21人勝訴9人却下			
7.30	熊本地裁 (第1次)	19人勝訴2人却下			
2008.5.28	仙台高裁	2人全員			
5.30	大阪高裁 (大阪第1次)	9人全員			
6.23	長崎地裁 (第1次)	20人勝訴7人却下			
7.18	大阪地裁 (第2次)	4人勝訴1人却下、認定6人は棄却			
9.22	札幌地裁 (第1次)	4人勝訴			
10.14	千葉地裁 (第1次)	2人勝訴			
2009.1.23	鹿児島地裁	2人勝訴			
3.12	東京高裁 (千葉第1次)	2人勝訴			
3.18	広島地裁 (第2次)	5人勝訴2人却下、認定16人は棄却			
3.27	高知地裁	1人全員			
5.15	大阪高裁 (大阪第2次)	4人勝訴1人却下、認定6人は棄却			
(未認定1人について原告側が上告)					
5.28	東京高裁 (東京第1次)	10人勝訴1人却下			
(未認定1人について原告側が上告)					
8.3	熊本地裁 (第2次)	10人勝訴			
認定3人は棄却					

原爆症認定集団訴訟は2003年4月の提訴から始まり、これに先立ち02年7月から、大量申請運動が始まり、運動に呼応しての申請は初提訴までに500人を超えていました。大量申請以前に申請が却下され、異議申立ても棄却された被爆者から、提訴が始まりました。以後07年末までに、22都道府県に住む被爆者が、17の地裁に提訴。提訴者の累計は317人。取り下げもあって、最高時は306人でした。最初の判決は06年5月の大阪地裁、全員勝訴を勝ち取りました。以後今年8月の熊本地裁まで、高裁も含めて原告側が19連勝を続けてきました。この間、提訴地では支援する会が結成され、被爆者の会、原告、弁護士と一体となった運動が繰り広げられました。中央では全国支援ネットワークが組織され、各団体の集い、厚生労働省前の座り込みなどを繰り返して、世論に訴えました。判決の連敗と世論に押され、国は、08年3月に「新しい審査の方針」を決定。4月からの審査で原告の一部も認定され始めました。09年6月に一部改定(被団協はさらなる改定を要求)。8月6日の「確認書」交換で、集団訴訟はようやく終結への道筋がつかまりました。306人の原告のうち、これまでに認定されたのは裁判での認定も含め243人。敗訴し未認定が15人。まだ係争中で未認定が48人です。

係争中の原告数(8月25日現在)

地 裁				高 裁				
地 裁	原告数	認定	未認定	高 裁	原 審	原告数	勝訴・認定	敗訴・未認定
札幌地裁 二次	2	2	0	札幌	札幌地裁 一次	7	7	0
さいたま地裁	1	1	0	名古屋	名古屋地裁	4	2	2
東京地裁 二次	28	16	12	広島	広島地裁 一次	41	41	0
東京地裁 三次	24	8	16	広島	広島地裁 二次	23	21	2
千葉地裁 二次	4	2	2	高松	高知地裁	1	1	0
横浜地裁	13	8	5	福岡	長崎地裁 一次	27	20	7
静岡地裁	3	3	0	福岡	熊本地裁 一次	21	19	2
大阪地裁 三次	7	2	5	計		124	111	13
岡山地裁	1	0	1	最高裁				
松山地裁	1	1	0	二 審	原 審	原告数	勝訴・認定	敗訴・未認定
高松地裁	1	0	1	東京高裁	東京地裁 一次	1	0	1
長崎地裁 二次	16	10	6	大阪高裁	大阪地裁 二次	1	0	1
計	101	53	48	計		2	0	2

被爆者のアメリカ証言の旅

アメリカの平和団体の要請をうけ、8月3日から13日にかけて、3人の被爆者が日本被団協代表として訪米しました。ワシントンDCに土田和美さん(埼玉)、ニュージャーシーに長久勝之さん(東京)と田中重光さん(長崎)です。寄せられた感想の一部をご紹介します。

「核兵器のない世界」へ 637人が署名

長久勝之さん(東京)

8日間の証言活動を通じて、オバマ米大統領の「核兵器のない平和な世界をめざす」発言について、核兵器のない世界」と書いた布地を用意して行ききました。行く先々でそれを広げ、637名の方から賛同署名をいただきました(左の写真奥)。

現地でもヒロシマ・ナガサキ追悼の集いが各地で企画されていました。ただでなく、官民一体となって「核兵器廃絶」のネットワーク「ピースアクション」の、ニュージャーシーの組織が用意したプログラムに従って、滞在中は連日連夜、証言活動を行ないました。



上院議員秘書と会見する田中さん(左)と長久さん(右)

アメリカでの平和活動に心から敬意

田中重光さん(長崎)

長久さんと私は、合計14回約600人の市民、宗教指導者、上院議員秘書などの皆さんに、被爆の実相、戦争も貧困も核兵器もない世界を目指すということ、2010年のNPT再検討会議を成功させる重要性を訴え、交流と連帯を深めてまいりました。

証言をする前に、日本の誤った国策によって中国を始めとしたアジア、米国、イギリスの方々に謝罪をせよと謝罪された。私は原爆で亡くなった父と、一昨年に亡くなった母を思い、胸が痛い。今9つの組織の活動に参加し、11回証言をした。この体験をきっかけに、核兵器廃絶を伝える新たな力にしたいと考えています。経験の乏しい私を送り出して頂きましたことを心から感謝致します。



遊説先の教会で田中さん(右から2人目)長久さん(右)

『被団協50年史』の普及を被爆者、支援者、図書館に

『ふたたび被爆者をつくるな』(あけび書房・12600円)の発行から3カ月がたち、全国各地で普及がすすんでいます。日本被団協では、当面1000部の普及を目指しています。

8月末現在の普及数は各都道府県被団協の奮闘で、400部を超えました。38都道府県の会がすでに県内に普及。被団協では、これを全都道府県に広げるとともに、取り組みを始めている会にもさらなる普及を呼びかけられています。

被爆者が半世紀を超えて訴え、求めつづけてきた、たたかいの記録後世に遺すべき貴重な歴史的事実、資料の集大成

日本被団協50年史

ふたたび被爆者をつくるな

本巻 第I部 日本被団協50年史 480頁 ● 定価7350円
別巻 第I部 資料編 年表・日本被団協のあゆみ 320頁 ● 定価5250円



原水爆禁止運動の広がりは、声をあげられなかった被爆者を励まし、苦難を乗り越えて全国組織を誕生させた。被爆者は、自らを救うとともに、自らの痛苦をおして人類の危機を救おうという決意を誓い合った。

B5判・上製本・2分冊・美装箱入り●箱入りセット定価12600円
(各巻ごとのご購入も可ですが、できるだけセット注文を。なお、セット注文の場合にのみ箱入り)

本書の特徴
①年史であると同時に、壮大な闘いの記録、ドラマチックな読み物
②本巻には、貴重な歴史的写真、用語解説、脚注なども豊富に掲載
③別巻には、比類なき画期的な年表、厳選のうえの膨大な資料を収録

あけび書房 〒102-0073 東京都千代田区九段北1-9-5 TEL.03-3234-2571 FAX.03-3234-2609 http://www.akebi.co.jp akebi@s.email.ne.jp 価格は税込



オールソウルズ教会、本川小学校児童の絵の前で一右から2番目が土田さん

亡き父母を思い胸がいつぱいに

土田和美さん(埼玉)

初日の夕方、ヒロシマ・ナガサキ平和委員会による歓迎会がありました。代表者のジョン・スタインバックさんは、被爆者に対して、原爆投下による苦しみを与えたことはアメリカ国民として申し訳ない、非人道的な行

『50年史』の申し込みは、各県の会または被団協へ

申し込み書(切りとってはがきに貼って送ってください) セット申し込みます

住所 〒

氏名

電話

原爆の実相を語りつく

被爆者からの伝言

日本原水爆被害者団体協議会「編」

①原爆展兼用の32枚の紙芝居
②被爆の実相を伝えるDVD
③分かりやすい解説書
④広島・長崎遺跡マップなど
箱入りセット●8400円

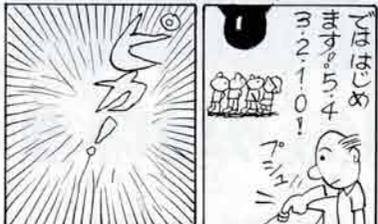
絶好の平和・原爆教材として、ミニ原爆展として、また病院の待合室、ご家庭などでのDVD上映にご活用ください。

石田 忠 新藤 兼人
大江 健三郎 羽仁 進
観世 栄夫 吉永小百合
佐藤 忠良 ほか

DVD付

おり鶴さん

西山村 (361)



群友会 (群馬県) わが街の被爆者の会

群友会 (群馬県原爆被災者の会) の結成は日本被団協結成の前年、1955年12月17日でした。群馬県の単独事業として行なわれている被爆者人間ドックは、群友会の粘り強い要請により79年から3年間実施。その後92年に復活し現在に至っています。

慰霊式に知事も参列
写真は前橋市峯公園内建つ「群馬の原爆碑」で、81年に建立しました。毎年この場所で行なっている慰霊式には、過去3回にわたり、現職の県知事が臨席しました。

機関紙「群友会ニュース」は49号(97年11月)からカラー化し、近く90号を発行します。

核廃絶への思い切々

被爆者1030人の声

2010年NPT再検討会議に向けた「被爆者からのメッセージ」

本紙4月号に同封し各関係する国際委員会(ICO)でも募集した、NPT(NND)広島会議にむけて先頭に立って、世界再検討会議に向けた「被爆者からのメッセージ」は、6月末までに1030通が寄せられました。

日本被団協では、この被団協訪米団が来年ニューヨークに持参できるようにと、10月開催の作業を進めています。この作業は、シロの中からいくつかの条の会事務局メンバーをはじめとする支援者の協力で行なわれています。当面の目標は、10月開催の核不拡散・核軍縮に

2010年NPT再検討会議に向けた「被爆者からのメッセージ」

核兵器廃絶の実現に向けて先頭に立って、世界を戦争のないように導いていけるのでは。

核兵器が一発でも残っている限り、被爆者の苦しみが消えませんが、核兵器との果てしなき共存、それが被爆者の限らない苦しみです。

6歳で被爆しました。10歳ぐらいから、そのことは誰にも言っていないと感じて、隠していました。自分の生い

立ちを否定することがどんなにか、考えてほしい。被爆者は私たちが終りにしてください。

◆各国の英知を結集してPart II 2009年・第4集「広島医療生活協同組合」

広島医療生活協同組合の年目という若い職員による聞き書き集。8人の被爆者の証言を、日英対訳で収録しています。

300円。電話082-879-1111

『ヒバクシャ2009』ともに生きる「第26号」

原爆被害者相談員の会 龍谷大学法科大学院の田村和之教授の「最近の被爆者裁判から考えたこと」、ブラジル在住の被爆者・森田隆さんの「証言の会」の記録など。

700円。広島相談員の会 電話090-7375-1211

『つたえてくださいあしたへ』聞き書きによる被爆体験証言集15 エフコープ生活協同組合

94年に福岡県在住の被爆者から体験の聞き取りを始め、95年に第1集を

第57回平和美術展 6千人が来場 被爆者肖像画も展示



第57回平和美術展が7月28日〜8月11日東京都美術館で開かれ、会期中約6千人が訪れました。第7回平和美術展(1959年)から始まった原爆死没者肖像画の展示は今年50年目を迎えました。同美術展に参加する美術家が、遺族から提供された写真をもとに描かれた被爆者の肖像画を

無償で描き、同美術展に展示後、遺族に贈られています。額縁代や展示に係る実費、送料などは、都道府県や地域の被爆者の会が負担しています。

日本被団協は、美術家平和会議、平和美術展実行委員会とともに76年からの運動に取り組んでいます。毎年春に、各都道府県被団協を通じて遺族からの申し込みを受けています。

今年は何年か比べて申し込みが少なく、肖像画は4点でしたが、展示室の壁の一角を占めて、訪れる人に被爆の実相を訴えました。

なお、美術展での小品売上の中から5万1230円が日本被団協に寄付されました。

苦しみは消えませんが、核兵器との果てしなき共存、それが被爆者の限らない苦しみです。

◆6歳で被爆しました。10歳ぐらいから、そのことは誰にも言っていないと感じて、隠していました。自分の生い

立ちを否定することがどんなにか、考えてほしい。被爆者は私たちが終りにしてください。

◆各国の英知を結集してPart II 2009年・第4集「広島医療生活協同組合」

広島医療生活協同組合の年目という若い職員による聞き書き集。8人の被爆者の証言を、日英対訳で収録しています。

300円。電話082-879-1111

『ヒバクシャ2009』ともに生きる「第26号」

原爆被害者相談員の会 龍谷大学法科大学院の田村和之教授の「最近の被爆者裁判から考えたこと」、ブラジル在住の被爆者・森田隆さんの「証言の会」の記録など。

700円。広島相談員の会 電話090-7375-1211

『つたえてくださいあしたへ』聞き書きによる被爆体験証言集15 エフコープ生活協同組合

94年に福岡県在住の被爆者から体験の聞き取りを始め、95年に第1集を

◆1958年に制作されたが上映されないままになっていた木村莊十二監督の『千羽鶴』が51年ぶりにDVDでよみがえりました。

◆千羽鶴を折るながら原爆症で亡くなった広島少女・佐々木禎子の結の姿が感動的。

◆撮影は広島でのオリジナルロケーション、街頭

の募金活動のシーンには実際に活動した子供たちが参加しました。

ラストシーンは実際の像の除幕式の映像です。

◆白黒67分。問い合わせ 3463-8245。個人4200円

発行。以来毎年発行をかさねています。今回は8人の被爆者の証言と第13集に寄せられた感想文を収録しています。

非売品。電話092-947-9003

『ナガサキノート』若手記者が聞く被爆者の物語

朝日新聞長崎総局 朝日新聞長崎県内版の連載「ナガサキノート」に加筆、再構成し、朝日文庫の1冊として出版されました。取材に当たっているのは、「親も戦後生まれ」という20〜30代の若手記者。連載は08年8月10日スタートで毎日掲載しています。本書に

は31人の被爆者の証言、270回分を収録。660円＋税。電話095-822-1231 (朝日新聞長崎総局デスク・佐々木亮)

指定寄付

藤又エ工 今田斐男 植松基 浦町寛子 大久保仁 岡本澄子 奥井裕子 小山幸成 神名久美 川中優子 河野トヨ子 木村正昭 桑博子 佐藤洋子 澤井純子 尾尾常枝 高橋邦士 高橋知子 田畑三枝子 中山トミ 成松豊子 仁田被災協 日向一恵 藤俊伸 松井未彦 溝口安子 横田秋子 吉原房子 吉本七重 脇神昭悦

五〇〇三好如江 安田瑪利奈 中尾トシ子 中島静子 南雲和枝 馬場正則 平野穂子 松本美都恵 六岡幸路 村川明 森本昌一 諸岡悦枝 山田鶴代 嘉村益雄 渡邊照子

紀子 時津香都子 友永久美子 永瀬シヨコ 中村文江 野津玉恵 浜本幸男 古川和子 堀口チマ 箕牧智之 宮島征子 山口隆造

「五〇年史」から

第5編七七国際シンポジウム「基本要請」へ

77年夏の被爆者問題国際シンポジウムは、原爆被害を全面的に解明するものとなりました。シンポジウムは、78年の最高裁第1回国連軍縮特別総会開催要求とあわせ、七七年原水爆禁止世界大会の統一開催の道筋をも開いたのです。

78年11月には「被爆者問題市民団体懇談会」(市民懇)が結成されるなど、被爆者援護法制定要求は国民的広がりをみろのです。世論の高まりに加え、78年3月の最高裁孫振斗訴訟判決によって、政府は、被爆者政策の基本理念策定を迫られました。79年6月、厚生大臣の私的諮問機関「原爆被害者対策基本問題懇談会」(基本懇)が発足します。80年11月、基本懇「答申」は、国民の戦争被害は原爆被害を含め「すべからず」の国民がひとしく受忍しなければならぬを策定するのです。

国民法廷

77年 国民性と国の戦争責任を説く

78年11月には「被爆者問題市民団体懇談会」(市民懇)が結成されるなど、被爆者援護法制定要求は国民的広がりをみろのです。世論の高まりに加え、78年3月の最高裁第1回国連軍縮特別総会開催要求とあわせ、七七年原水爆禁止世界大会の統一開催の道筋をも開いたのです。

78年11月には「被爆者問題市民団体懇談会」(市民懇)が結成されるなど、被爆者援護法制定要求は国民的広がりをみろのです。世論の高まりに加え、78年3月の最高裁孫振斗訴訟判決によって、政府は、被爆者政策の基本理念策定を迫られました。79年6月、厚生大臣の私的諮問機関「原爆被害者対策基本問題懇談会」(基本懇)が発足します。80年11月、基本懇「答申」は、国民の戦争被害は原爆被害を含め「すべからず」の国民がひとしく受忍しなければならぬを策定するのです。

原爆症認定申請

昨年5月に却下され異議申立て まだ返事がありません

【問】私の夫は、胃が
んのため平成20年10月に
死亡しました。
夫は8月16日に長崎市内
に入市して被爆しました。
平成19年5月に原爆症
認定を申請しましたが、
昨年5月に却下されまし
ました。原爆症認定の基
準が緩やかになったと聞
いたので、異議申立てを
しましたが、まだ返事は
ありません。待つしかな
いのでしょうか。

【答】平成20年4月か
ら、原爆症認定の審査は
「新しい審査の方針」に
よって実施されています。
それによると、①約
3・5キロ以内で直接被爆
した ②原爆投下から約
100時間以内に、2キ
ロ以内に入市した ③原爆
投下より100時間経過
後から原爆投下より約2

週間以内の期間に爆心地
から約2キロ以内の地点に
1週間程度滞在した、と
いう3つの被爆条件のい
ずれかに該当する被爆者
が、がんなどになったと
認定されています。
ご主人の場合、がんな
ので病気が該当していま
すが、長崎市内に入市し
た時、原爆投下から10
0時間を過ぎています。
認定審査の促進は、原
爆症認定集団訴訟に関す
る「確認書」が交わされ
ても、大きな課題として
残っています。
日本被団協では、審査
の促進を、厚生労働省と
の交渉の場でも繰り返し申
入れています。長い人は5
年以上待つている人もい
ます。



【問】私のお母は、胃が
んのため平成20年10月に
死亡しました。
お母は8月16日に長崎市内
に入市して被爆しました。
平成19年5月に原爆症
認定を申請しましたが、
昨年5月に却下されまし
ました。原爆症認定の基
準が緩やかになったと聞
いたので、異議申立てを
しましたが、まだ返事は
ありません。待つしかな
いのでしょうか。



葡萄 葡萄食う一語一語の如くにて

奥島(旧姓大久保)千
恵美さん 昭和9年2月
生まれ、広島県出身。
奥島さんは当時、双三
郡田幸町上井田に家族と
暮らし、田幸国民学校に
通っていました。家族は
父・大久保謙三さん、母
・千取さんほか、妹4人
と弟1人でした。

「被団協」新聞では、
「読者文芸」欄への俳句
や短歌のほか、証言活動
の報告、日頃思っている
ことなど、原稿を募集し
ています。いつでも投稿
ください。
投稿の際は、住所、氏
名、年齢、電話番号を必
ずご記入ください。

「被団協」新聞(月刊)を
広げてください
日本被団協では、「被団協」新
聞をより多くの方々に購読
していただきたいと考えていま
す。まだ購読されていない方は下
の申込書をご利用いただき、はが
きまたは封書で、日本被団協(〒
105-0012 東京都港区芝大門1-3
-5ゲイブルビル9階)までお送り
ください。購読料は年間1500円
(送料共)です。

問と4日間従事し、第4
中隊に戻りました。
8月5日夜、呉に大空
襲があり、遅くまで警戒
歩哨にあたった後「翌朝
は遅い起床でよい」との
伝達があり、階下で睡眠
中爆発。2階は吹き飛ば
されました。比治山に集
結後、負傷者の収容に従
事。諏訪郡富士見町出身
の五味歩兵上等兵と知り
合いました。翌日からも
救護と警戒にあたりまし
た。8月15日は、仮兵舎
建設のため、長野県と山
梨県の出身者で作業中、
玉音放送で作業は中止。
終戦後は兵舎(テント)
の周りの片付けをしてい
ました。9月23日除隊、
25日故郷に着きました。
連絡先(本人) 長野県
諏訪郡下諏訪町243
| 20266-28 |
6087

お名前または
団体名
ご住所
電話
「被団協」新聞を
年 月から
購読します

19年4月大村市にあった
第21海軍航空廠に就職。
市内竹松の植松寮に入り
として長崎へ。諫早駅に
午後2時集合で、無蓋貨
車で出発。途中で降りて
用意されていたリヤカー
をひき、市内へ。鉄骨し
か残っていない工場(三
菱兵器製作所?)付近か
ら、死体を駅へと運びま
した。日暮には作業を終
え、諫早に帰りました。
連絡先(本人) 宮崎
市丸山町2-10-6 0
985-24-2546

8月号恒例「まちがい
さがし」にご応募ありが
とうございました。
正解は、ドームの右端
窓、中央Tシャツの文
字、折り鶴上男性の襟、
ミ子、福岡 安部民子
田浦均 宮崎清 長崎
高松菊野 熊本 浦松江
白石武光 鹿児島 大
坪トミ

※募金いただいた方の
お名前の一覧は、2面か
ら7面にかけて掲載して
います。



遅い梅雨明け、また梅雨が明け
ないまま立秋を迎えるなど、異常
がつづきましたが、7日は二十四
節気の白露(はくろ)。秋の気配
が感じられる季節となります。
この時期に気をつけたいのは乾
燥です。口、のど、鼻などが乾き、
皮膚が乾燥しやすくなります。乾
燥が「燥邪」となって、いろいろ
な障害がでるのです。
頭髪がばさばさして、脱毛が多
くなるのもその一つ。また、大便
が乾燥し便秘がちになります。
この季節の色は白です。梨、玉
ネギ、レンコン、ニンニク、大根
などが、この季節一番精気を含む
といわれています。便秘予防の十
分な水分とあわせて、これらの摂
取を心がけましょう。
ツボは、手の「合谷(ごうこく)」
と「魚際(ぎょさい)」を、指圧
やお灸で刺激してください。

秋の乾燥に 合谷と魚際

こぼれる一語一語。食すは甲州葡萄であろうか。
揚出句にひかれ、被爆句ひとつ。「被爆後の命を
つなぐぶどう棚」大岩旅人木。野宿したブドウ畑
の13歳。大岩氏は「読者文芸」欄寄稿者の一人。

浦上の天主堂にて核兵器廃絶静かに語るヒバクシャ
被団協五十年史をひもとぎぬ正しきことを訴え続けた記録を
母いず夜露に光る白玉の望みなきなく枕しとに
殺戮のゲームを遊ぶ孫達にいか伝えん被爆の悲愴
真夏日を吾が世とばかり鳴き尽す蟬は短命吾は長命
核廃絶の願ひ折りの此の署名届けのうしながさき
原爆忌展示場にて黙祷す

「証人さがし」
被爆者手帳取得の
証人さがし

水澤 道八さん 大正
12年1月生まれ、長野県
下諏訪町出身。
昭和19年7月臨時召集
により、広島市皆実町の
陸軍船舶通信隊(佐伯文
郎司令官)補充隊に入隊。
第4中隊に編入後8月に
赤痢で広島陸軍病院江波
分院に入院。半月後原隊
復帰すると、同期の仲間
は一人もいませんでした。
20年に入り自動車工
手教育を修業、5月の修
業終了時に特設無線第1
中隊に配属され、門司通
信所閉鎖作業に5人の仲

川田 史郎さん 大正
15年3月生まれ、宮崎市
出身。
昭和18年12月に宮崎商
業高校を繰り上げ卒業、
愛知 荒川次郎 大阪

クイズ 正解 当選者
高橋弘義 長谷久美子
兵庫 福島延子 岡山
信部むつみ 田中宗徳
広島 今川雅子 香川
塩田清 愛媛 越智工
ミ子 福岡 安部民子
田浦均 宮崎清 長崎
高松菊野 熊本 浦松江
白石武光 鹿児島 大
坪トミ



「魚際(ぎょさい)」を、指圧
やお灸で刺激してください。

読者文芸

浦上の天主堂にて核兵器廃絶静かに語るヒバクシャ
被団協五十年史をひもとぎぬ正しきことを訴え続けた記録を
母いず夜露に光る白玉の望みなきなく枕しとに
殺戮のゲームを遊ぶ孫達にいか伝えん被爆の悲愴
真夏日を吾が世とばかり鳴き尽す蟬は短命吾は長命
核廃絶の願ひ折りの此の署名届けのうしながさき
原爆忌展示場にて黙祷す

「証人さがし」
被爆者手帳取得の
証人さがし

水澤 道八さん 大正
12年1月生まれ、長野県
下諏訪町出身。
昭和19年7月臨時召集
により、広島市皆実町の
陸軍船舶通信隊(佐伯文
郎司令官)補充隊に入隊。
第4中隊に編入後8月に
赤痢で広島陸軍病院江波
分院に入院。半月後原隊
復帰すると、同期の仲間
は一人もいませんでした。
20年に入り自動車工
手教育を修業、5月の修
業終了時に特設無線第1
中隊に配属され、門司通
信所閉鎖作業に5人の仲

川田 史郎さん 大正
15年3月生まれ、宮崎市
出身。
昭和18年12月に宮崎商
業高校を繰り上げ卒業、
愛知 荒川次郎 大阪

クイズ 正解 当選者
高橋弘義 長谷久美子
兵庫 福島延子 岡山
信部むつみ 田中宗徳
広島 今川雅子 香川
塩田清 愛媛 越智工
ミ子 福岡 安部民子
田浦均 宮崎清 長崎
高松菊野 熊本 浦松江
白石武光 鹿児島 大
坪トミ

※募金いただいた方の
お名前の一覧は、2面か
ら7面にかけて掲載して
います。